

# 大分県収納代理金融機関（漁協）事務取扱規程

## （事務取扱いの根拠）

**第1条** 大分県収納代理金融機関である大分県漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、大分県の公金（以下「公金」という。）の収納事務を取り扱うための手続き及びその他必要な事項については、大分県会計規則（以下「規則」という。）、大分県公金収納事務取扱契約書及びその他関係法令によるほか、この規程によらなければならない。

## （取扱店等の区分）

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）本店 大分県収納代理金融機関として、大分県の公金の収納事務を取り扱う漁協本店をいう。
- （2）営業店 本店以外の公金の収納窓口となる営業店をいう。
- （3）払込店 本店から収納金の払込みを受ける大分県の指定金融機関である大分銀行本店をいう。

## （収納代理金融機関の印鑑）

**第3条** 本店は、大分県の公金の収納事務のため収納代理金融機関印（押切印）及び出納済印を、営業店は出納済印を備え付け、出納済印については、規則第131条の2第1項の規定に基づき、その印影を使用印鑑届（第1号様式）により、会計管理者に送付しなければならない。

なお、出納済印の様式又は表示を変更したときも、また同様とする。

## （収納代理金融機関の標示）

**第4条** 本店及び営業店は、「大分県収納代理金融機関」の標示を当該店舗にしなければならない。

## （収納金の取扱い範囲）

**第5条** 本店及び営業店において取り扱うことができる公金は農業改良資金の償還金及びこれに付随する収納金を除く収納金とする。

## （収納金の整理）

**第6条** 本店は、次に定める貯金口座を設け、本店及び営業店は受け入れた収納金を即日これに受入記帳して整理しなければならない。

利息が付されない別段貯金（以下「別段貯金」という。）

大分県収納代理金融機関口  
大分県漁業協同組合

(収納の手続き)

**第7条** 本店及び営業店は、納入通知書、納付書、納税通知書、納付（納入）書、個人県民税払込書、**個人県民税・森林環境税払込書**、個人事業税納税通知書、**自動車税種別割納税通知書**、現金払込票又は返納通知書等（以下「納入通知書等」という。）に基づかなければ、公金を収納することができない。

2 前項の納入通知書等が次の各号のいずれかに該当するときは、公金の収納をすることができない。

- (1) 納入通知書等の金額が訂正又は改ざんされているもの
- (2) 納入通知書等の各片の金額が相違するもの
- (3) その他収納店及び取りまとめ店において疑義があると認めたもの

(現金による収納)

**第8条** 本店及び営業店は、納入義務者から納入通知書等に現金を添えて払込みを受けたときは、納入通知書等の各片の記載事項の一致を確かめ、所定欄に第3条の出納済印を押印のうえ、納入通知書等に接続した領収（証）書（**自動車税種別割納税証明書**の付加されたものについては当該納税証明書を含む。）を納入義務者に交付しなければならない。

(口座振替による収納)

**第9条** 本店は、規則第33条の規定に基づき、自店に貯金口座を設けている納入義務者から県税、住宅使用料、高等学校授業料、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び心身障害者扶養共済制度加入者納付金の口座振替による納付を受けたときは、別に定める各口座振替収納事務取扱要領により処理しなければならない。

2 前項に規定するものを除き、口座振替による納付については、指定金融機関に領収書及び口座振替手数料等の取扱いを協議をしたうえで、収納の手続きを開始するものとする。

(証券による収納)

**第10条** 本店及び営業店は、納入義務者から証券による納付を受けたときは、次の各号に掲げるもので、納付金額を超えないものに限り、納入通知書等の各片に「証券受領」の表示をして収納しなければならない。

- (1) 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものという。以下この号において同じ。）又は本店を受取人とする小切手等で、電子交換所（一般社団法人全国銀行協会が設置するもの）で決済可能なものであること。

- (2) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したものであること。
- 2 前項第1号に掲げる証券であつても、その支払いが確実にないと認めるときはその受領を拒絶することができる。
- 3 証券の券面金額が納入通知書等の金額に満たないときは、納入通知書等に券面金額を付記しなければならない。

#### (収納済の納入通知書等及び収納金の処理)

**第11条** 営業店においては、**前3条**の規定により収納済となった納入通知書等及び収納金は次の各号に掲げるところにより取り扱わなければならない。

- (1) 納税通知書等の原符、収納済票（金融機関用）及び現金払込票（金融機関用）（以下「収納済票等」という。）並びに領収済通知票及び収納済通知票（以下「収納済通知票等」という。）は、収納日別に取りまとめ、計数精査のうえ大分県収納金集計（送付）書（第3号様式）を作成する。
- (2) 収納済票等及び収納済通知票等は、収納日別に大分県収納金集計（送付）書に添付しなければならない。
- (3) 収納済票等及び収納済通知票等に第1号の規定により作成された大分県収納金集計（送付）書を添付し、本店に送付する。
- (4) 当日分の収納金は、本店の別段貯金に受入処理する。
- 2 本店は、前項の規定により営業店から送付を受けた収納済票等及び収納済通知票等、大分県収納金集計（送付）書、収納金は、次の各号に掲げるところにより取り扱わなければならない。
- (1) 前項の規定により送付を受けた大分県収納金集計（送付）書は、収納済票等及び収納済通知票等と突合精査する。
- (2) 営業店から送付を受けた収納済通知票等及び本店で収納した収納済通知票等を収納日別に取りまとめ、計数精査のうえ、収納金払込書（控）（第5号様式〔その1〕）、収納金払込書（第5号様式〔その2〕）、領収書（第5号様式〔その3〕）を一括して作成する。
- (3) 営業店から送付を受けた収納済通知票等及び本店で収納した収納済通知票等は、収納日別に収納金払込書に添付しなければならない。
- (4) 営業店から送付を受けた大分県収納金集計（送付）書及び収納済票等に本店で収納した収納済票等を合わせ、第2号の規定により作成された収納金払込書（控）を添付して保管整理する。
- (5) 収納済票等を保管する場合は、大分県収納金月別集計表（第4号様式）で月締めを行う。
- (6) 当日の収納金は、別段貯金に受入処理する。

### (本店の払込事務)

**第12条** 本店は、前条第1項第4号及び同条第2項第6号の規定により処理した収納金を同条第2項第2号の規定により作成された収納金払込書、収納済通知票等及び領収書とともに、収納日から起算して3営業日の午後2時まで払込店に払い込み、領収書の交付を受けなければならない。

2 前項の期日を過ぎて払込店に払込みを行ったときは、払込遅延として処理するものとする。

### (支払拒絶証券の処理)

**第13条** 本店は、第10条の規定により収納した証券を支払呈示期間又は有効期間内に呈示し、支払いの請求をした場合において、支払いの拒絶があったときは、次の各号に掲げるところにより取り扱わなければならない。

(1) 支払拒絶証券報告書(第6号様式)に必要事項を記載し、支払拒絶証券及び収納済票の写しを添付して払込店に送付し、当該証券に係る収納の取消しを依頼するとともに、支払拒絶証券と引換えに、当該証券に係る金額を受領すること。

(2) 収納済通知票等の余白に「不渡り」の文字及び不渡相当金額を朱書するとともに、県公金出納簿の該当欄に朱書し減額すること。

(3) 第1号により受領した金額は、別段貯金へ受入れ整理すること。

### (電子納付による収納)

**第14条** 本店は、規則**第32条第3項**の規定に基づき、**納入通知書等の送付を受けた者が**電子納付した場合は、別に定める方法により取り扱わなければならない。

### (帳簿等の備付け及び保存年限)

**第15条** 本店は、公金の取扱内容を明確にするため、県公金出納簿(第7号様式)を備え付けなければならない。

2 前項の県公金出納簿は、第6条に定める貯金元帳又は貯金通帳及び第11条に定める大分県収納金月別集計表をもつて、これに代えることができる。

3 県公金出納簿、貯金元帳又は貯金通帳、納入通知書等、払込みに係る領収書及びその他公金に係る証拠書類は、年度ごと及び収納日付順に整理し、年度終了後5年間保存しなければならない。

### (検査)

**第16条** 本店は、会計管理者の任命する検査員による検査を受けたときは、次の各号に掲げる書類並びにその他検査員の指示する関係証票を提出して検査に応じなければならない。

(1) 県収納金受払残高表

(2) 県公金出納簿

(3) 収納済票等及び収納金払込書(控)

- (4) 領収書
- (5) 貯金元帳又は貯金通帳
- (6) 大分県収納金集計（送付）書

#### （収納金の遅延報告及び遅延金の払込み）

**第17条** 本店は、収納金の払込を遅延したときは、直ちに当該収納金を払込店に払い込むとともに、翌月10日までに大分県収納金払込遅延報告書（第8号様式）を会計管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、県は、次条の規定により計算した遅延金を、県が発行する納入通知書により徴収するものとする。

#### （遅延金の計算）

**第18条** 遅延金の計算は、その計算の対象となる収納金ごとに遅延日数を算出し、大分県契約事務規則第10条第1項に定める遅延賠償金の計算割合で計算し、円未満は切り捨てるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 大分県収納代理金融機関（漁協・県信漁連）事務取扱規程は、廃止する。

（経過措置）

- 3 第12条及び第14条の規定は、平成7年度以後の予算に係るものについて適用し、平成6年度予算に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月22日会第768号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月26日会第260号）

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年9月28日会第522号）

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日会第1073-1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日会第482-4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月28日審指第752号）

- 1 この規程は、平成19年4月28日から施行する。
- 2 改正前の大分県収納代理金融機関（漁協）事務取扱規程第1号様式、第6号様式及び第8号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成20年2月20日会第2011号）  
この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月24日会第506号）  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日会第1555号）  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日会第1117号）  
この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月21日会第1405号）  
この規程は、平成27年10月21日から施行する。

附 則（平成30年1月30日会第1680号）  
この規程は、平成30年3月5日から施行する。

附 則（令和2年1月21日会第1697号）  
この規程は、令和2年2月10日から施行する。

附 則（令和3年3月15日会第1623号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日会第1009号）  
この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和6年3月22日会第1625号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大分県会計管理者 殿

大分県収納代理金融機関

大分県会計規則第131条の2の規定により、出納済印の印影を下記のとおり届け  
ます。

記

届	印

第2号様式 削除

第3号様式（第11条関係）

大分県収納金集計（送付）書

年 月 日 （ 年 月 日収納分）

大分県収納代理金融機関  
大分県漁業協同組合本店 営業店

取扱件数	金 額					
	件		百万		千	円

大分県漁業協同組合本店殿

備考 収納済票等及び収納済通知票等を添付し漁協本店に送付。



大分県収納金月別集計表

〇〇月分

大分県収納代理金融機関

大分県漁業協同組合本店

区 分	取扱件数	金 額			
			百万	千	円
月 計	件				
累 計					

(年度累計は、その年度の4月1日より3月31日までとする。)

第5号様式 (その1)

収 納 金 払 込 書 ( 控 )				年 月 日
大分県指定金融機関 御中		大分県収納代理金融機関 大分県漁業協同組合		
下記のとおり払込みます。				
金融機関コード	店番			
収 納 日	区 分	枚数	金 額	
年 月 日	収納帳票	枚	百万	千 円
	内OCR帳票	枚		
内 訳	現金収納	枚		
	証券収納	枚		

(その2)

収 納 金 払 込 書				年 月 日
大分県指定金融機関 御中		大分県収納代理金融機関 大分県漁業協同組合		
下記のとおり払込みます。				
金融機関コード	店番			
収 納 日	区 分	枚数	金 額	
年 月 日	収納帳票	枚	百万	千 円
	内OCR帳票	枚		
内 訳	現金収納	枚		
	証券収納	枚		



(その3)

領 収 書				年 月 日
大分県収納代理金融機関 大分県漁業協同組合 御中		大分県指定金融機関		
下記のとおり領収しました。				
金融機関コード	店番			
収 納 日	区 分	枚数	金 額	
年 月 日	収納帳票	枚	百万	千 円
	内OCR帳票	枚		
内 訳	現金収納	枚		
	証券収納	枚		



第様

6

号式

支払拒絶証券 報告書	起 ・ 票 ・	番 第	号 号
---------------	------------------	--------	--------

都道	市 区	町 村
府県 大字	郡	納

大分県会計管理者 様
取扱者

金融機関  
↓  
出納機関

大分県

収入 区分	収支 区分	所属	予算主務課	年度	会計	款	項	目	節	細節

券面金額		納入 通知 簿	番 号	
収納年月日			年 月 日	
納入内容			金 額	
発行所属名				
証券の種類		一 部 現 納 金 付	年 月 日	
記号及び 番号			金 額	
振出人 (発行人)		提 示 有 効	又 は 期 限	
振出(発行) 年月日		収 納 機 関 名		
支払人		不 渡 の 理 由		
支払地		①証券還付年月日		

年 月 日

大分県収納代理金融機関



